

公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会（第11回）

議事次第

日 時 令和6年3月4日（月）15:00～17:00

場 所 中央合同庁舎第2号館13階 官庁営繕部 会議室

1. 開 会
2. 議 事
 - 1) 木材利用の促進に関する最近の取組
 - 2) 木材利用の促進に関する令和6年度の取組
 - 3) その他
3. 閉 会

（資料）

- 資料1-1 官庁営繕部における令和4年度の木造化・内装等の木質化の実績
- 資料1-2 「木造計画・設計基準及び同資料」の改定について
- 資料1-3 国土交通大学校 専門課程「木材利用推進研修」
- 資料 2 中大規模官庁施設の木造化のためのディテールの調査検討について
- 参考資料1 公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 設置規約
- 参考資料2 都市の木造化推進法及び基本方針 概要
- 参考資料3 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 本文
- 参考資料4 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針 本文
- 参考資料5 官庁営繕における木材利用促進の取組
- 参考資料6 官庁営繕の技術基準
- 参考資料7-1 木造計画・設計基準 令和6年版
- 参考資料7-2 木造計画・設計基準の資料 令和6年版
- 参考資料8 公共建築木造工事標準仕様書 令和4年版

（出席者）

委員 大橋委員（座長）、内海委員、大村委員、腰原委員、信太委員、恒次委員、林委員、松山委員

事務局 （国土交通省大臣官房官庁営繕部）

官庁営繕部長、大臣官房審議官、管理課長、計画課長、整備課長、設備・環境課長、整備課木材利用推進室長、計画課保全指導室長、管理課営繕企画官、整備課課長補佐、整備課木材利用推進室課長補佐、設備・環境課課長補佐、設備・環境課長設備防災・安全対策官

●委員

△事務局

1. 開 会

2. 議 事

1) 木材利用の促進に関する最近の取組

- ・事務局より、資料1-1～1-3を説明。

(資料1-1について)

- 木造化された公共建築物の延べ面積が増加しているが、木材使用量、国産材使用量、国産材率が減少している。何か理由等があるか。

△官庁営繕事業では、年度毎の施設整備案件数にばらつきがある。短期的には減少しているが、平成24年度の調査開始以降で見ると概ね一定の割合等で推移している。

(資料1-2について)

- 木造計画・設計基準などとともに公表される資料等で整備事例として取り上げられることは、地方で整備に取り組む方々にとって励みになる。本懇談会の趣旨である「公共建築物における木材の利用の促進」を鑑み、地方自治体が頑張っている取組を後押しするということを意識したらよいと考える。

- 都市の木造化推進法に盛り込まれている脱炭素について、未だLCCO₂算出方法が確立されていないため、木造における脱炭素の効果が明確に示されていない状況と認識。LCCO₂を提示することができるよう、今後、方針が示されるとよいと考える。

- 設備の熱負荷計算の考え方について、高層木造で隙間が生じている場合があり、また、放射空調を採用する場合には内側正圧でなくてもよい場合があるので、実際に竣工した非木造や木造の建築物の室内環境を実測・比較するなどして、どのような室内環境が実現されているのか、高層木造でも従来とあまり変わらないのか、検証できると良い。

△官庁営繕ではまだ高層木造の実績がないので、今後の検討課題とさせていただきたい。

- 実績のある低層木造でデータを蓄積する方法も考えられる。

- 木造計画・設計基準2.2(4)に「合理的な耐久性の確保」とあるが、具体的に何を想定しているのか。

△修繕・更新をしながらライフサイクルを通じて、安全性を損なうことなく、決められた期間機能を維持できる耐久性を確保することとしている。木造計画・設計基準の資料に50～60年及びそれ以上の期間を目安に使用することを目標とする場合のそれぞれの措置を記載しており、施設の使用期間に応じた具体的な耐久性に係る設計事項を提示している。

- 小規模な建築物等では、ただ単に耐用年数を長くすることをもって合理化とするのではなく、もう少し短いサイクルで更新等を行うことで、森林資源と建築需要の合理化を図るという考えもある。50～60年という高耐久性のために木材に化学処理を行うばかりでなく、更新サイクルを短くしても資源としては無駄にならない場合があるということ、小規模建築物で積極的に発信してほしい。

- 近年、木造建築が街でも目に止まるようになってきているが、一過性に終わらせず、ライフサイクルを考慮し、メンテナンスも実施してほしい。

- 内装なのか作り付けの造作物なのか判断が難しい例もあるが、固定可燃物として

コントロールできるというのが内装材としてのあるべき姿。その視点をもった整備が必要である。

△官庁営繕が行う施設整備において法令の防耐火規定等に適切に対応していることに加え、施設管理者が引き渡し後に行う内装工事等に対して、必要に応じて適切な性能確保のための助言、指導等を行うこともある。

2) 木材利用の促進に関する令和6年度の実施

・事務局より、資料2を説明。

【中大規模官庁施設の木造化のためのディテールの調査検討について】

- 木造の納まりは、施工段階での精度がRC造と比較してより求められるため、ディテール集としてまとめる際に、出来形情報だけでなく、それをどう調整して納めたかや、求められる施工精度といった情報も含まれているとより有益。
- 標準ディテールの発信により、木造建築関係メーカーのさらなる技術開発や、木造建築の性能水準の提示を行うことができればよいと考える。最初から低コストを目指すより、木造建築が目指すべきディテールを公共建築で示し、それを民間建築で低コスト化する技術開発をするという流れになっていくことを望む。検討の際に、メーカーからもヒアリングを思うので、その際に、公表されていないメーカーの技術レベルの実態も把握できればよい。合理的な水準により、是非道しるべとなるようなディテールを提示していただきたい。
- 官庁営繕によるディテール集の発信は、影響力が大きく、まとめるのは困難だとは思いますが、業界を始め望まれていることであるので、作業を進めてもらいたい。

【公共建築木造工事標準仕様書について】

- 公共建築工事標準仕様書と公共建築木造工事標準仕様書について、章構成が異なるので設計図書を整理する際に扱いづらいと感じている。今後、一本化する、基本は公共建築工事標準仕様書を使用して木躯体については公共建築木造工事標準仕様書に飛ぶ、などとした方が大規模建築に適用しやすいと考える。現行では、基本に公共建築木造工事標準仕様書があり、一部公共建築工事標準仕様書に飛ぶという構成になっていると認識している。
 - 公共建築工事標準仕様書と公共建築木造工事標準仕様書の2冊構成とし重複項目は両方に同じことを書く、これら2冊を1冊にまとめる、あるいは主たるものとして公共建築工事標準仕様書があり特殊な部分のみを公共建築木造工事標準仕様書に記載する等、どのような考えか。
- △現行及び改定案では非木造と木造で標準仕様書を分けており、項目によっては同じ内容を両方に掲載している。基本的には、公共建築木造工事標準仕様書を用いることで低層小規模の純木造建築物の整備に対応できるよう整理しており、公共建築木造工事標準仕様書は、引き続きこの役割を担うものと考えている。今後木造建築が普及していく中で、ご指摘の使いやすい標準仕様書の体系について検討することも必要だと考えられるので長期的な課題としたい。

3) その他

- 改定された木造計画・設計基準及び同資料に、「国民に対して木の良さを実感する機会を幅広く提供できるように計画する」とあるが、木造化・木質化の意義は、脱炭素以外に人への良さ、室内環境に関する良さがあることが大きいので、今後木造建築を普及するにあたって、ウェルネス認証など、そのような観点も取り入

れていくと良い。林野庁でも最新データを収集しているので、それらも活用されたい。

- 木造化による人への効果について、科学的根拠によってアピールしていただければと考える。
 - 公務員志望者が減少している中、公務員が働く庁舎が快適で生産性向上に寄与することは前提にしなければならない。木造で快適な官庁施設を整備することは、公共建築のウェルネス化を図る良いきっかけになる。また、民間建築で導入が増加している放射空調について、実績を積みながら、放射空調と木造の相性の検証も進めていくと良いと考える。
 - 庁舎整備において、コストが優先されがちだが、脱炭素の観点から木造を推進するためにコストをかけてもよいという方針があってもよいのではないか。
 - 木造建築が促進されている目的は、森林資源の有効活用及び林業の活性化だと認識しているが、必ずしも木材の供給は増えておらず、建築業界の木造化の取組効果は、林業には波及していないと感じている。例えば、木造学校は自治体が所有する学校林によって地産地消で建替えが行われている。これと同じように、国が整備する建築物の木材に国有林を活用することはできないのか。林業活性化という目的が、木造建築整備によって達成されたのか、官庁営繕が直接所掌する業務ではないかもしれないが、発信して行ってほしい。GLTについても需要は少し増えているようだが、最終的に丸太の供給の増加につなげるためには、新たな需要として、非住宅での混構造など従来の住宅とは異なる木材の使い方を積極的に提案することにより、林業が活性化するようになれば良いと考える。
 - 地域の職人の技術伝承という観点から、公共建築のディテールにおいて、誰でもできる納まりばかりでなく、コスト増になっても地域特性を反映させて、地域の技術が試せる場になってほしい。
- △ご指摘のような対応を全ての事業で一般化して取り組むことは困難であるが、地域の伝統技術等の伝承が求められるような象徴的な事業を実施することもある。そのような事業では、地域の伝統技術等の活用状況を記録する取組も行っている。

- 営繕でできることとできないことがあるが、営繕から公表される資料等は世の中への影響力が非常に大きい。世の中で望まれている取組なので、是非進めていただきたい。本日いただいたご意見について、「国」であることから各種制約もあり、なかなか盛り込むことが難しいものも多いと認識しているが、検討を進めていただきながら、また意見交換ができると良い。

△本日いただいたご意見を参考に各種検討を進めて参りたい。

3. 閉 会

以上